



目次

- CECL モデル
- AFS 負債証券
- PCD 資産
- ASC325-40 の適用
範囲内の特定の受益
持分
- 貸付コミットメント
- 開示
- 発効日及び移行措置
- 付録 A—PCD 資産に
対する CECL モデル
の適用
- 付録 B—取引債権に
対する CECL モデル
の適用

大いなる期待

FASB が信用損失に関する会計処理に係 る最終基準を発行

ステファン・マッキニー(Stephen McKinney)及びジョン・ホワード(Jon Howard)(Deloitte & Touche LLP)

昨日、FASB は、[ASU2016-13](#)¹を発行した。これは、当審議会による金融商品の減損に係るガイダンスを改訂するものである。当 ASU は、米国会計基準に、発生損失ではなく予想損失を基礎とする減損モデル(現在予想信用損失(CECL)モデルとして知られる)²を追加する。新規ガイダンスでは、事業体は、予想信用損失の見積額を引当金として認識する。FASB はこれにより、より適時な当該損失の認識の結果となるであろうことを信じている。当 ASU はまた、事業体が負債商品の会計処理に使用する信用減損モデルの数を減少させることにより、米国会計基準の複雑性を減少させることが意図されている。

¹ FASB Accounting Standards Update No. 2016-13, *Measurement of Credit Losses on Financial Instruments*.

² 減損プロジェクトは、FASB と IASB の共同努力として開始されたが、両審議会による「二種類」アプローチに対するフィードバックは、FASB が、それ自身の減損モデルを開発することを導いた。IASB はしかしながら、二種類測定アプローチの開発を継続し、そのモデルを基礎とした最終減損ガイダンスを、IFRS 第 9 号に対する 2014 年 7 月改訂の一環として発行した。IASB の減損モデルに関するさらなる情報については、デロイトの 2014 年 8 月 8 日付 [Heads Up](#) を参照のこと。

発効した時には(以下の発効日に関する議論を参照のこと)、当新規ガイダンスは、大幅に信用損失に関する会計処理を変更することとなるであろう。銀行及び特定の資産ポートフォリオ(例えば、貸付金、リース、負債証券)は、貸付金及びリース損失並びに一時的でない(other-than-temporary)減損に係る引当金設定に関する彼らの現行プロセスを、当 ASU の新規定への準拠を確認するために修正する必要がある。そうするために、彼らは、信用モデリング(credit modeling)、規制準拠及び技術に関係する彼らのオペレーション及びシステムの変更を実施する必要がある。



編集者注

2015 年後期に、FASB は、信用損失に関する移行リソース・グループ(TRG)を設立した。新収益認識基準に関する TRG と同様に、信用損失 TRG は、ガイダンスを発行しないが、潜在的な導入上の問題に係る FASB へのフィードバックを提供する。当該問題の分析及び討議により、TRG は、審議会による、さらなるアクションの実施が必要か否かの判定を支援する(明確化又は追加ガイダンス発行により)。信用損失 TRG の最初の公開会議は、2016 年 4 月 1 日であった。その会議及び信用損失 TRG に関するさらなる情報に関しては、デロイトの 2016 年 4 月付の [TRG スナップショット](#)を参照のこと。

当 *Heads Up* は、現行米国会計基準による信用損失に係るガイダンスに対する当 ASU による変更を議論するものである。[付録 A](#) 及び [付録 B](#) における設例は、信用状態が悪化した購入金融資産(「PCD 資産」)及び取引債権のそれぞれに対して、事業体が CECL モデルを適用する可能性がある方法を例証するものである。

CECL モデル

範囲

CECL モデルは、ほとんどの³負債証券(公正価値で測定されるもの以外)、取引債権、リース債権、保険取引から生じる再保険債権、財務保証契約⁴、及び貸付コミットメントに適用される。しかしながら、売却可能(AFS)負債証券は、当モデルの適用範囲から除外され、ASC320⁵におけるガイダンスによる減損に関して評価され続けるであろう(FASB は、[以下](#)で議論される通り、AFS 負債証券に係る減損モデルを、ASC320 から ASC326-30 へ移動し、また、AFS 負債証券に関する減損モデルへの限定的な改訂を実施した)。

予想信用損失の認識

現行米国会計基準における発生損失モデルとは異なり、CECL モデルは、減損引当金の認識に関する閾値を特定していない。むしろ、事業体は、報告期間末日時点での、金融資産に関する予想信用損失の見積りを認識することになる。信用減損は、金融資産の償却原価基礎(amortized cost basis)からの直接減額ではなく、引当金—又は資産の控除項目—として認識されることになる。しかしながら、回収不能と考えられる金融資産の帳簿価額は、現行米国基準と同様の方法で、直接償却されることになる。

Dbriefs ウェブキャスト に乞う期待!

新基準に係る 7 月 25 日午後 2 時開始の Dbriefs にご参加下さい。

当新基準の規定及び適用範囲、AFS 負債証券モデルの変更、期待損失測定方法並びにその他の議論を予定!

ウェブキャストに本日ご登録下さい!

³ 以下の負債商品が、CECL モデルにより会計処理されることになる。:

- 確定拠出従業員給付制度による参加者への貸付金
- 保険事業体のポリシー・ローン債権(policy loan receivable)。
- 非営利事業体の差し入れ債権(付与することの約束)。
- 同一支配下の事業体間での貸付金及び債権。

⁴ CECL モデルは、保証として会計処理される、又は純利益を通じて公正価値で測定される財務保証契約には適用されない。

⁵ FASB 会計基準編纂書(ASC)リファレンスのタイトルについては、デロイトの「[FASB 会計基準編纂書におけるトピック及びサブトピックのタイトル](#)」参照のこと。



編集者注

CECL モデルは、減損損失の認識に関する最低限閾値を有していないため、事業体は、低い損失リスクを有する資産（例えば、投資適格な満期迄保有（HTM）負債証券）に係る予想信用損失を測定する必要があることになる。しかしながら、当 ASU は、「現在の状況に関して調整した過去信用損失情報及び合理的かつ裏づけ可能な予測が、[金融資産の]償却原価基礎の不払いがゼロとなる予想に帰結する場合においては、……事業体は、金融資産に係る予想信用損失を測定することは要求されない」と述べている。米国財務証券及び特定の高格付負債証券は、事業体が資産に係るゼロ信用損失を認識することを容認することを決定した際に、FASB が想定した資産であるが、当 ASU はそのように言及していない。それにもかかわらず、損失リスクが低い金融資産に係る予想信用損失測定に関係した挑戦(challenge)は存在するであろう。

予想信用損失の測定

当 ASU は、減損引当金を、「金融資産に関して回収されると予想される金額で純帳簿価額を表示するために、金融資産の償却原価基礎から控除される評価勘定」として説明している。事業体は、減損引当金を決定するための多くの測定アプローチを使用しうる。あるアプローチは、将来元本及び金利キャッシュ・フロー（すなわち、割引キャッシュ・フロー法）を予測する一方、他のアプローチは、将来の元本損失のみを予測する。使用される測定方法に関係なく、事業体の予想信用損失の見積りは、金融資産の契約期間にわたり発生する損失を反映しなければならない。

金融資産の契約期間決定に当たり、事業体は、予想される期限前償還を、当該決定における別個のインプット、又は予想信用損失見積りのために使用する信用損失経験において組み込まれる金額のいずれかとして、考慮することが要求される。事業体は、報告日までに借入者と問題の生じた債務の再編(troubled debt restructuring)を実行すると合理的に予想する場合を除き、予想される契約期間の延長を考慮することは認められない。

事業体は、予想信用損失見積りに当たり、過去事象、現在状況、及び合理的かつ裏づけ可能な予測並びに予想信用損失に対するそれらの含意に関する詳細を含む、全ての利用可能な関連情報を検討しなければならない。すなわち、事業体は、過去のチャージオフ率を、予想信用損失判定のためのスタート・ポイントとして使用することが可能である一方、それは、過去のチャージオフ期間において存在した状況が、どのように現在の予想と相違し、それにより、予想信用損失の見積りを改訂する可能性があるかを評価しなければならない。しかしながら、事業体は、当該資産の契約期間にわたる状況を予測することは要求されない。むしろ、事業体が、合理的かつ裏づけ可能な予測を実施する期間を超えた期間に関しては、事業体は、過去の予想信用損失経験に立ち戻って検討することになる。



編集者注

事業体、予想信用損失の測定するために、特に金融機関に挑戦的である可能性が高い。さらに、一時的又は経常的コストは、測定に関係する可能性がある。そのうちの一部は、システム変更及びデータ収集に関連する可能性がある。当該コストは、機関により相違する可能性があるが、ほとんど全ての事業体において、将来予測情報を、資産の契約期間にわたる予想信用損失見積りのために使用する際に、ある部分のコストは発生するであろう。

会計単位

CECL モデルは、予想信用損失の測定に当たり、会計単位（例えば、個々の資産又は一つの資産グループ）を定めていない。しかしながら、事業体は、資産が類似のリスク特性を共有している場合には、集約（すなわち、プール）を基礎に、当モデルの適用範囲内で、金融資産を評価することが要求される。金融資産のリスク特性が、事業体の他の金融資産のリスク特性に類似していない場合には、事業体は、個々に金融資産を評価することになる。金融資産が、予想信用損失に関して個別に評価される場合には、事業体は、信用格付及び他の信用損失統計等の、利用可能な外部情報を無視することは認められない。



編集者注

当 ASU は、事業体が、類似リスク特性を共有している金融資産（HTM 証券を含む）に係る予想信用損失を、集約的に測定することを要求している。特定の貸付金は、現行米国会計基準においては、集約的にプールされ、又は評価されているが、事業体は、当該新規規定に準拠するため、彼らのデータ捕捉プロセスを改善する必要がある可能性がある。

予想信用損失測定に関する実務的例外

当 ASU は、事業体が、以下二種類の金融資産に関する予想信用損失測定のための実務的例外の使用を容認している。:

- **担保依存金融資産⁶**—現行米国会計基準における実務と整合して、事業体は、担保依存金融資産に関する予想信用損失の見積りを、金融資産の償却原価と担保の公正価値（該当する場合、売却コストに関して調整後の）との差額で測定することが認められている。
- **借入者が、継続的に担保保全の金額を調整しなければならない金融資産（例えば、特定の再購入契約及び証券貸付契約（securities lending arrangement））**—事業体は、これらの金融資産に係る予想信用損失の見積りを、当該資産の償却原価基礎と担保の公正価値との差額として測定することが認められる。

直接償却

現行ガイダンスと同様に、当 ASU は、事業体が、資産が回収可能でないと見なされる場合に、金融資産の帳簿金額の直接償却を要求している。しかしながら、現行規定とは異なり、当 ASU による直接償却ガイダンスは、AFS 負債証券にも適用される。

AFS 負債証券

CECL モデルは、AFS 負債証券には適用されない。その代わりに、FASB は、ASC320 における特定の AFS 負債証券に関する、現行の一時的でない減損モデルを、そのモデル⁷から「一時的でない」概念を除外するために、照準を絞った改善を行うことを決定した。したがって、当 ASU は、事業体は以下事項を実施すると述べている。:

- 引当金アプローチを使用しなければならない（当該証券の原価を基礎に恒久的に直接減額するのではなく）。
- 当該証券の公正価値が、償却原価基礎を下回る金額に引当金を制限しなければならない。

⁶ 当 ASU は、「担保依存金融資産」を、「当事業体による報告日時点での評価を基礎として、借入者が財務的困難性を経験している場合に、実質的に担保のオペレーション（operation）又は売却を通じて返済が提供されると予想される金融資産」として定義している。現行米国会計基準における定義では、事業体は、当該金融資産が担保依存であるか否かの判定に当たり、借入者の財務的返済能力を評価することは要求されていない。

⁷ 当該改訂は、事業体が、売却を意図している、又はその償却原価基礎の回復より前に、売却を要求される確率が 50 パーセント超である、AFS 負債証券には適用されない、事業体が、売却を意図している、又はその償却原価基礎の回復より前に、売却を要求される確率が 50 パーセント超である場合には、事業体は、当該負債証券の償却原価を、現行米国会計基準において要求される負債証券の公正価値まで直接減額することになる。

- 公正価値が償却原価より低い期間の長さを考慮してはならない。
- 信用損失が存在するか否かの評価に当たり、貸借対照表日より後の公正価値の回復を考慮してはならない。



編集者注

当審議会は、(1)現行の一時的でない減損モデルのステップ 1(すなわち、「投資の公正価値がその原価より低い場合、当該投資は減損している」)、又は(2)信用にのみ関連する減損金額を純損益に認識すること、及び非信用減損金額をその他の包括利益(OCI)に認識することを事業体に要求する ASC320 による規定、を改訂しなかった。しかしながら、当 ASU は、事業体が、信用損失認識に当たり、特定の AFS 負債証券に関して、引当金アプローチを使用する(AFS 証券の原価基礎の恒久的直接減額とは対照的に)ことを要求している。結果的に、事業体は、以下の状況の双方において、AFS 負債証券に関して当期利益を通じて信用損失を振り戻すことになる。:

- 負債証券の公正価値が、信用損失が損益を通じて認識された(公正価値が償却原価より低くなったために)後の期間において、その償却原価を超過する場合、事業体は、従来認識された信用損失全体を振り戻し、その信用損失引当金に対する関連調整を認識する。
- 負債証券の公正価値が、信用損失が損益を通じて認識された(公正価値が償却原価より低くなったために)後の期間において、その償却原価を超過しないが、当該負債証券の信用品質が、当期に改善する場合、事業体は、従来認識された信用損失のうち、当該負債証券の改善された信用品質を反映する金額のみを、振り戻すことになる。

PCD 資産

PCD 資産⁸に関して、当 ASU は、事業体の予想信用損失測定する方法は、組成された非信用悪化資産と購入されたそれとでは一貫すべきであることを要求している。PCD 資産取得に当たり、事業体は、予想信用損失引当金を資産の原価を基礎に増加させる調整として認識することになる(「グロスアップ(gross-up)」アプローチ)。PCD 資産及び関連引当金の当初認識後、事業体は、当該資産に対して CECL モデルの適用を継続することになる—すなわち、事業体により回収されると予想されるキャッシュ・フローの見積りの変動(有利又は不利)があれば、損益計算書において即時認識されることになる。金利収益認識は、購入価格と契約キャッシュ・フローとともに暫時増額される当初引当金を加算した金額を基礎とすることになる。当 ASU の PCD 資産に対するガイダンス適用方法の例については、付録 A を参照のこと。

⁸ 当 ASU は、PCD 資産を、「取得された個々の金融資産(又は取得された類似リスク特性を有する金融資産グループ)で、取得日時点で、取得者の評価による判定として、組成以来、信用品質における無視しうる程度を超える悪化の経験を有するもの」と定義している。



編集者注

現行米国会計基準では、取得された資産が、組成以降、当該資産の信用品質の悪化の結果として、投資者が、全ての契約キャッシュ・フローを回収することができなくなる可能性が高い(probable)場合に信用毀損状態であると見なされている。当 ASU では、PCD 資産は、取得された資産で、組成以降、信用品質における無視しうる程度を超える悪化の経験を有するものである。結果的に、事業体は、取得された資産が重要な信用悪化を経験したか否かを判定するために、現行ガイダンスで実施しているよりもより多くの判断の使用が必要とされる可能性が高いであろう。

また、購入された信用毀損資産に関する現行会計処理では、事業体は、予想キャッシュ・フローの不利な変動を、即時信用減損として認識するが、引当金を超過する予想キャッシュ・フローの有利な変動を、将来に向かってのイールド調整として取り扱う。PCD 資産に対する CECL モデルのアプローチは、キャッシュ・フロー変動におけるこの非対称的取り扱いを排除するものである。しかしながら、現行実務と一貫した方法で、CECL モデルは、事業体が、取得日時点での予想信用損失に起因する購入価格に組み込まれた割引を、金利収益として認識することを妨げることになる。

ASC325-40 の適用範囲内の特定の受益持分

当 ASU では、事業体は、購入された又は保持された受益持分を、PCD 資産と同じ方法で測定しなければならない。これは、当該受益持分が PCD 資産の定義を充足する、又は受益持分の契約キャッシュ・フローと期待キャッシュ・フローの間に重要な差異が存在する場合である。当初認識時に、受益持分保有者はしたがって、減損引当金を、予想信用損失の見積りと同額として表示することになる。加えて、当 ASU は、信用以外の要素に起因する期待キャッシュ・フローの変動を、当該資産の存続期間にわたり金利収益で調整することを要求している。



編集者注

CECL モデルでは、事業体は、証券化取引において、受益持分の契約キャッシュ・フローの決定を要求されることになる。しかしながら、特定のストラクチャー(structure)における受益持分は、契約キャッシュ・フローを有しない可能性がある(例えば、受益持分保有者が、証券化ストラクチャーの残余キャッシュ・フローのみを受領する)。これら状況においては、事業体は、受益持分の契約キャッシュ・フローの代替物を使用する必要がある可能性がある(例えば、基礎となる負債商品の契約キャッシュ・フロー総額)。

貸付コミットメント

ASC815 により、デリバティブと見なされない、信用延長のコミットメント、保証、及びスタンドバイ信用状等の、オフ・バランス・シートでの取り決めは、信用リスクにさらされており、したがって、CECL モデルの適用範囲に含まれる。したがって当 ASU は、貸付コミットメントの *実行済み(funded)* 部分に係る予想信用損失の見積りの決定に関する事業体の方法は、他の貸付金に関する見積り決定に係る方法と類似であるべきことを要求している。貸付コミットメントの *未実行(unfunded)* 部分に関しては、事業体は、当該事業体が、信用を延長する無条件の現在の法的義務の下で、信用リスクにさらされている全契約期間にわたり、予想信用損失を見積らなければならない。そのような見積りは、実行(funding)が発生する可能性、及び実行されるべきコミットメントに係る予想信用損失を考慮に入れる。



編集者注

事業体の未実行の貸付コミットメント(例えば、クレジット・カード債権)に係る予想信用損失の見積りは、(1)事業体が、信用を延長するコミットメントをキャンセルする無条件の能力を有しているか否か、もしそうである場合は、(2)キャンセルが有効となるために要する時間に依存するであろう。我々は次のように理解している。すなわち事業体が、未実行の貸付コミットメントの一部をキャンセルする無条件の能力を有している場合、当事業体は、そのキャンセル権を過去に行使したことがないとしても、その部分に係る予想信用損失を見積もることは要求されないことになる。

開示

当 ASU により要求される開示の多くは、米国会計基準で既に要求されているそれと類似している⁹。したがって、事業体は、以下に関する情報を開示しなければならない。:

- 信用品質¹⁰。
- 予想信用損失引当金。
- 直接減額判定に関する彼らの方針。
- 期日経過状況。
- ノンアクルーアル(nonaccrual)状況。
- PCD 資産。
- 担保依存金融資産。

加えて、以下のようにその他の開示が要求される。:

- 米国会計基準上の SEC 登録者¹¹の定義を充足する公開ビジネス事業体は、5 年間の組成年度ごとに分解された信用品質指標を開示しなければならない。
- 米国会計基準上の SEC 登録者の定義を充足しない公開ビジネス事業体は組成年度ごとに分解された信用品質指標を開示しなければならない。しかしながら、当 ASU 適用後は、彼らは、過去 3 年間に関する当該情報の開示のみが要求され、彼らが過去 5 年間に関する開示を提供するまで、情報を 1 年ずつ追加することになる。
- その他の事業体は、組成年度ごとに分解された信用品質指標を開示することは要求されない。

発効日及び移行措置

発効日

米国会計基準上の SEC 登録者の定義を充足する公開ビジネス事業体に関しては、当 ASU は、2019 年 12 月 15 日より後に開始する会計年度(それら会計年度に含まれる期中期間を含む)から発効する。

米国会計基準上の SEC 登録者の定義を充足しない公開ビジネス事業体に関しては、当 ASU は、2020 年 12 月 15 日より後に開始する会計年度(それら会計年度内の期中期間を含む)から発効する。

⁹ FASB 会計基準アップデート No.2010-20「金融債権の信用品質及び信用損失引当金に関する開示」の帰結としての開示規定を参照のこと。

¹⁰ ASC605 及び ASC606 の適用範囲内の収益取引から生じる短期取引債権は、これらの開示規定から除外される。

¹¹ 米国会計基準では、SEC 登録者は、以下として定義される。:

以下のいずれかに、財務諸表を登録又は具備することが要求される事業体:

- a. 証券取引委員会(SEC)
- b. 改訂後の 1934 年証券取引法セクション 12(i)の対象となる事業体に関して、そのセクションの下での適切なエージェンシー(agency)。
- c. 財務諸表が、他の SEC 登録者による提出に含まれる、その他の方法で SEC 登録者ではない他の事業体に関する財務諸表は、この定義には含まれない。

その他の全ての事業体に関しては、当 ASU は、2020 年より後に開始する会計年度及び 2021 年 12 月 15 日より後に開始する会計年度内の期中期間から発効する。

加えて、事業体は、新規ガイダンスを、2018 年 12 月 15 日より後に開始する会計年度(それら会計年度内の期中期間を含む)から早期適用が認められる。

移行アプローチ

ほとんど全ての負債証券に関しては、事業体は、当ガイダンスが発効する最初の報告期間の期首時点で、財政状態計算書に対して累積的影響調整を記録しなければならない(修正遡及アプローチ)。しかしながら当 ASU は、以下の商品特有移行ガイダンスを提供している。:

- **一時的でない減損負債証券**—事業体は、(1) HTM 負債証券に CECL モデルを将来に向かって、また(2)AFS 負債証券に関して減損モデルの変更を将来に向かって適用することが要求される。結果的に、負債証券の償却原価基礎の従来の直接減額は、振り戻されないことになる。むしろ、当 ASU の発効日以後発生する負債証券の期待キャッシュ・フローの見積りの変動のみが、信用損失引当金として反映されることになる。新規ガイダンスの適用に当たり、OCI に従来認識されていた減損は、負債商品に対するイールドに暫時増額される将来に向かっての調整として会計処理されることになる。
- **PCD 資産**—事業体は、PCD 資産に対する変更を将来に向かって適用することが要求される。すなわち、PCD 資産の定義の変更は、当 ASU の発効日以後に取得される資産に対してのみ適用される。ASC310-30 により会計処理される負債商品に関しては、事業体は、移行日時点で、グロスアップ・アプローチを適用することになる(すなわち、予想信用損失引当金を、負債商品の原価基礎に対する調整と共に設定する)。

加えて、事業体は、回収可能と予想する、キャッシュ・フローの見積りの適用後の変動(有利又は不利)があれば、減損費用(又は費用の減額)として、損益計算書上、即時認識することになる。したがって、適用日時点の PCD 資産に係るイールドは「固定(locked)」され、事業体の予想信用損失の見積りの事後の変更により影響されないことになる。

- **ASC325-40 の適用範囲に含まれる特定の受益持分**—当該持分を保有している事業体は、PCD 資産に対して適用されるそれと同一の移行規定に準拠する必要がある。

移行開示

事業体は、新規ガイダンスの適用時に、以下を開示しなければならない。:

- 「会計原則の変更の性質。これには、新たに適用された会計原則の説明が含まれる。」
- 「変更の適用方法。」
- 「重要であれば、このパラグラフにリンクするペンディング(pending)内容が発効する最初の期間の期首時点での、財政状態計算書上の表示項目に対する適用の影響。」。財務諸表の小計に関する影響の表示は要求されない。
- 「このパラグラフにリンクするペンディング内容が発効する最初の期間の期首時点での、財政状態計算書上の未処分利益又はその他の資本要素に係る変更による累積的影響。」

加えて、「期中財務諸表を発行する事業体は、変更年度における各期中財務諸表、及び変更期間の年次財務諸表において、[上述の開示]を提供しなければならない。」

付録 A—PCD 資産に対する CECL モデルの適用

以下の設例は、ASC326-20-55-63 から 55-65 (設例 12) からの再掲であるが、当 ASU による PCD 資産に対するガイダンスの適用を例証するものである¹²。

銀行 O は、現行システムにおける、信用毀損した購入金融資産を、当該資産の償却原価を基礎に認識することにより、取得時点で、購入価格及び取得日時時点の信用損失に係る関係引当金の合計額で記録する。償却原価基礎と当該負債の額面金額との差額は、非信用割引又はプレミアムとして認識される。そのようにすることで、信用関連割引は、取得日後に、金利収益に対して増額されない。

銀行 O は、額面金額 1 百万ドルの金融資産に対し 750,000 ドルを支払うと想定する。当該商品は、償却原価を基礎に測定される。購入時点で、未払い元本残高に係る信用損失引当金は、175,000 ドルと見積もられている。購入日時時点で、財政状態計算書は、当該金融資産に関して償却原価を基礎に 925,000 ドル(すなわち、支払金額に信用損失引当金を加算)及び関連信用損失引当金 175,000 ドルを反映することになる。額面 1 百万ドルと償却原価 925,000 ドルの差額は、非信用関連割引である。取得日の仕訳は以下の通りである。

貸付金—額面金額	\$ 1,000,000	
貸付金—非信用割引		\$ 75,000
信用損失引当金		175,000
現金		750,000

その後、75,000 ドルの非信用割引は、当該金融資産の存続期間にわたり、金利収益に増額されることになる……。当該 175,000 ドルの信用損失引当金は、未払い元本残高に係る信用損失引当金の変動を、信用損失費用として、財務業績計算書において、即時に報告されることにより、……事後の期間において更新されなければならない。

¹² ASC パラグラフ番号は省略されている。

付録 B—取引債権に対する CECL モデルの適用

CECL モデルは、ASC605 (又は適用後は ASC606) の適用範囲内の収益取引から生じる取引債権に適用される。以下の設例は、ASC326-20-55-38 から 55-40 (設例 5) の再掲であるが、事業体がどのように、引当金マトリックスを使用して、取引債権に対するガイダンス提案を適用することになるかを例証するものである¹³。

事業体 E は、幅広い顧客、主に小売店に対して、製品の製造及び販売をしている。顧客は典型的には、90 日間の支払条件が提供され、支払が 60 日以内に受領される場合、2 パーセント割引される。事業体 E は、その取引債権に関する過去損失情報を追跡しており、以下の過去損失パーセンテージに従っている。:

- a. 期限内債権に関しては 0.3 パーセント
- b. 期日経過 1~30 日の債権に関しては 8 パーセント
- c. 期日経過 31~60 日の債権に関しては 26 パーセント
- d. 期日経過 61~90 日の債権に関しては 58 パーセント
- e. 期日経過 90 日超の債権に関しては 82 パーセント。

事業体 E は、この過去損失情報は、報告日時点で保有される取引債権に関する予想信用損失を判定するための、合理的基礎であると信じている。これは、報告日時点の取引債権の構成が、過去の信用損失割合を展開するに当たり使用されるそれと一貫しているためである (すなわち、その顧客の類似リスク特性と貸付実務が、一定期間にわたり顕著に変化しなかった)。しかしながら、事業体 E は、現在及び合理的かつ裏づけ可能な予想経済条件が、過去の情報において含まれる経済条件と比較して改善したと判定した。具体的には、事業体 E は、失業が、現在の報告日時点で減少し、事業体 E は、次年度にわたって、失業の追加的減少があると予想している。現在条件と予想される変化の差異の影響を反映するため、過去損失率を調整するために、事業体 E は、各年齢区分において、約 10 パーセントの損失率が減少すると予想する。事業体 E は、この見積りを、経済における類似改善が存在した、過去の経験の知識を基礎として展開した。

報告日時点で、事業体 E は、予想信用損失を見積もるための以下の年齢表を作成する。

期日経過状況	償却原価基礎	信用損失率	予想信用損失見積り
期限内	\$ 5,984,698	0.27%	\$ 16,159
期日経過 1~30 日	8,272	7.2%	596
期日経過 31~60 日	2,882	23.4%	674
期日経過 61~90 日	842	52.2%	440
期日経過 90 日超	1,100	73.8%	812
	<u>\$ 5,997,794</u>		<u>\$ 18,681</u>

編集者注

当 ASU の設例は、事業体による、引当金マトリックスの使用を通じた取引債権に対する CECL モデルの適用は、事業体の貸倒引当金決定に関する現行の方法から大幅に相違してはならないことを強調している。しかしながら、当設例は、事業体が、取引債権に係る信用損失見積りのための引当金マトリックスを使用する場合に、予想損失モデル移行する際に以下事項を実施することが要求されることを例証している。:

- CECL モデルでは、事業体は、予想信用損失が、「期限内」(すなわち、期日経過なし)である取引債権に関して認識されなければならないか否かを検討することが要求されることになる。上述の設例では、過去損失率 0.3 パーセントが、期限内と区分される取引債権に適用される。
- 引当金マトリックスにおける過去損失率使用に当たり、事業体は、過去損失率が、取引債権の存続期間にわたり現在予想されるそれと相違する場合には、その度合いを検討することが要求されることになる (現在の状況及び将来に関して合理的かつ裏づけ可能な予想を基礎として)。

¹³ ASC パラグラフ番号は省略されている。

登録

デロイトの Accounting Services Department が発行する *Heads up* およびその他の会計に関する出版物を希望される方は、以下のウェブサイトにご登録ください (www.deloitte.com/us/subscriptions)。

財務責任者のための *Dbriefs*

Dbriefs へぜひご参加ください。*Dbriefs* はデロイトのウェブキャスト・シリーズで、重要な問題を常に把握しておくために必要な実践戦略を提供するものです。「財務責任者」シリーズのウェブキャストを通じ、以下のテーマに関する貴重なアイデアや重要な情報にアクセスしてください。

- 事業戦略および税務
- 企業価値の強化
- 財務報告
- 税務に関する財務報告
- ガバナンス、リスクおよびコンプライアンス
- テクノロジー
- 取引およびビジネス・イベント

Dbriefs は CPE クレジット取得のための、身近にご利用いただける便利で柔軟な方法も提供します。今後のウェブキャストに関するお知らせをお受け取りいただくには、以下のウェブサイトにて、*Dbriefs* にご登録ください (<http://www.deloitte.com/us/dbriefs>)。

Technical Library と US GAAP Plus

デロイトはご登録いただいた方々を対象に、会計や財務開示に関する資料のオンライン・ライブラリーへのアクセスを提供しています。Technical Library: The Deloitte Accounting Research Tool と呼ばれるこのライブラリーには、弊社の会計および SEC マニュアルならびにその他の会計および SEC の解釈指針のみならず、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、IASB、SEC の資料などが含まれています。

営業日ごとに更新される Technical Library は使いやすくデザインされており、ナビゲーションシステムは強力な検索機能を備えているため、いつでも、どのコンピューターからでも瞬時に情報を入手することを可能にします。Technical Library 登録者には、ライブラリーへの最新の情報をハイライトした週報 *Technically Speaking* もお送りします。登録やオンライン上のデモンストレーションなどの詳細については、デロイトのウェブサイト www.deloitte.com/us/techlibrary をご覧ください。

さらに、**US GAAP Plus** にも忘れずにアクセスしてください。これは、米国 GAAP に重点を置いた、会計に関するニュース、情報や出版物を取り上げるデロイトの新しい無料ウェブサイトです。このウェブサイトには、FASB の活動や *FASB Accounting Standards Codification*™ のアップデート、そして、PCAOB、AICPA、SEC、IASB、IFRS 解釈指針委員会などのその他の米国と国際会計基準の設定主体や規制当局の進展に関する記事が掲載されています。今すぐチェックしてください！

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュートーマツ リミテッド (英国の法令に基づく保証有限責任会社) のメンバーファームおよびそのグループ法人 (有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む) の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家 (公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど) を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください

Deloitte (デロイト) は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 225,000 名を超える人材は、"making an impact that matters" を自らの使命としています。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツ リミテッド ("DTTL") ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または "Deloitte Global") はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を與にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2016. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.